

加入光ファイバに係る接続制度の在り方について

答申(案)に対する主な意見及びその考え方(案) 概要

平成27年9月14日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会

1 概要

- 意見募集期間 : 平成27年7月8日 ~ 同年8月6日
- 意見提出者数 : 計19者(法人・団体 17者、個人 2者)

2 意見提出者(提出順)

(1) 法人・団体 17者

1	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	10	株式会社STNet
2	一般社団法人情報通信エンジニアリング協会	11	ソネット株式会社
3	東北インテリジェント通信株式会社	12	株式会社ケイ・オプティコム
4	KDDI株式会社	13	東日本電信電話株式会社
5	株式会社アットアイ	14	西日本電信電話株式会社
6	北海道総合通信網株式会社	15	ソフトバンク株式会社
7	DSL事業者協議会	16	九州通信ネットワーク株式会社
8	日本公認会計士協会	17	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
9	日本電信電話株式会社		

(2) 個人 2者

1 基本的な考え方

主な意見	考え方(案)
<p>「自己設置」「接続」「卸役務」という3形態のバランスを適切に保つことで、FTTH市場全体の発展につながる基本的な考え方に賛同。 (STNet)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方

(1) 加入光ファイバに係る接続料の当面の措置

主な意見	考え方(案)
<p>「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要とされたことに賛同。 (北海道総合通信網、九州通信ネットワーク、東北インテリジェント、日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>NTT東西は、平成31年度の主端末回線接続料2,000円程度に向けた各年度の接続料水準を明示するため、4年間の将来原価方式で算定するとともに、乖離額調整を行わず、接続料の低廉化を確固たるものにする必要がある。 (KDDI)</p>	<p>NTT東西においては、接続事業者の予見性の確保の観点から、平成28年度接続約款の変更認可申請の際に、平成28年度から平成31年度までの4年間の将来原価方式により申請することで、平成31年度の主端末回線接続料が2,000円程度という見込みに向けた各年度の具体的な接続料水準を示すことが適当と考える。 また、乖離額調整を行うべきではないという意見については、NTT東西が当該変更認可申請の際の参考とすることが適当と考える。</p>
<p>償却方法の見直しは、企業会計上、適切に設定すべきものであり、接続料の低廉化のために見直すものではない。 (北海道総合通信網)</p>	<p>NTT東西による償却方法の見直しは、財務戦略等の観点からの企業の自主的な取組と位置づけられるものであり、接続料の低廉化のために行われるものではないと考える。</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方(続き)

(1) 加入光ファイバに係る接続料の当面の措置(続き)

主な意見	考え方(案)
<p>接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置について、比較する接続料水準は、乖離額調整及び分岐端末回線接続料を含めた接続料で比較すべき。 (KDDI)</p>	<p>前年度と比較する際の接続料水準は、「コスト把握の精緻化」によってコスト構造が変わることを踏まえ、分岐端末回線接続料を含むものとするのが適当と考える。また、乖離額調整が行われる場合には、乖離額調整の影響で接続料水準が上昇することがあることを踏まえ、乖離額調整を含むものとするのが適当と考える。</p> <p>NTT東西においては、事前に接続事業者と協議を行った上で、本措置が適用される基準を接続約款に明示することが適当と考える。</p>
<p>接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置については、導入するべきではない。 (STNet、東北インテリジェント、北海道総合通信網、ケイ・オプティコム、九州通信ネットワーク)</p>	<p>本措置は、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下として、その差額をNTT東西の設備管理部門が一時的に負担するものであるが、一時的な算定方法の変更により回収漏れとなった金額は、翌年度以降、接続料水準が当該水準を下回った段階で接続料に加算して回収するものであり、中長期的には接続料の原価と接続料に係る収入が一致するように定められるものであり、適当な措置であると考えます。</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方(続き)

(2) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直し

主な意見	考え方(案)
<p>加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて改めて見直しの検討を行うのではなく、直ちに又は接続料低廉化の前提となるNTT東西の取組に支障が生じた場合に速やかに見直し等を行うべき。 (KDDI、ソフトバンク、DSL事業者協議会、個人)</p>	<p>接続料の低廉化を図ることは、FTTH市場における「接続」型の提供形態の利用の促進に資するものと考えられる。</p> <p>NTT東西が提案した償却方法の見直しが実施されれば、当面は、接続料が低廉化する効果を持つと考えられ、「コスト把握の精緻化」の取組等に関する効果と併せて相当の接続料の低廉化(NTT東西によれば、平成31年度には主端末回線は2,000円程度になる見込み)が期待できるものである。</p> <p>一方、当審議会における審議では、光配線区画を巡る様々な課題が存在する状況において、「接続」型の提供形態が広く活用されるためには、関係事業者等から提案があったように、一部の費用負担を「契約者数比」に改め、接続料体系を見直すことも一案との意見等もあった。</p>
<p>接続料算定に当たり、本来主端末回線に帰属すべきコストの一部を契約者単位で負担するといった見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されないほか、新規需要拡大や利活用の促進には寄与しないこと等から行うべきではない。 (東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>しかし、NTT東西による取組と接続料体系の見直しを同時に行うこととした場合、接続料水準が急激に低廉化することもあり得ると考えられ、これによる「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要と考える。</p> <p>このため、まずは、NTT東西において、償却方法の定額法への移行等の取組について、平成28年度以降の接続料の低廉化を図る観点から速やかに検討を進めることが適当であり、総務省においては、NTT東西による上記の取組の実施状況を注視するとともに、上記の取組を通じた接続料の低廉化の状況や競争環境に与える効果について検証することが適当と考える。</p> <p>加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、こうした検証を踏まえた上で、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、総務省において改めて見直しの検討を行うことが適当と考える。</p> <p>その際、特に、接続料の算定方法の在り方については、未利用芯線に係る費用、電柱・土木設備の施設保全費等、共通経費の費用負担の在り方も含め、3年後の見直しの中で検討を行うことが適当と考える。</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方(続き)

(3)「サービス卸」の卸料金との関係について

主な意見	考え方(案)
<p>「サービス卸」の提供にあたっては、今後もサービス卸ガイドラインを遵守していく考え。 (東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>接続料と「サービス卸」の料金水準等に関する検証を定期的に実施し、その結果を情報通信審議会に報告すること等に賛同。 (KDDI、ケイ・オプティコム、九州通信ネットワーク、日本ケーブルテレビ連盟)</p>	
<p>「接続」「サービス卸」の両提供形態を併用する電気通信事業者が、利用者を「サービス卸」から「接続」へ移転することをNTT東西により制限される場合について、どのような合理的な理由があれば、電気通信事業法上問題とならないのか、今後例示すべき。 (日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>サービス卸について卸提供事業者が行う行為については、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法上の適用に関するガイドライン」(平成27年2月 総務省)5(別表)(1)⑧(卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉)等に掲げた行為が電気通信事業法上問題となり得る行為であることを踏まえ、公正競争上の懸念等が生じた場合には、総務省において、電気通信事業法上の規定に照らし、個別の案件ごとに適切に対処していくことが適当と考える。</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方(続き)

(4) 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し

主な意見	考え方(案)
<p>平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定の際に用いる光ファイバケーブルの耐用年数に、「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」を用いるべき。 (KDDI、ソネット、ソフトバンク)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。 ただし、「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当であるが、これによらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT東西自らが公表することが適当と考える。</p>
<p>「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」を、そのままNTT東西の財務会計の経済的耐用年数として用いるべきではない。 (東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>答申(案)に示したとおり、「長期増分費用モデル研究会」において再推計した「経済的耐用年数」が、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計されたものであることから、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当である。 ただし、これによらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT東西自らが公表することが適当と考える。</p>
<p>「長期増分費用モデル研究会」における「経済的耐用年数」の見積りに当たっては、物理的使用可能期間だけでなく、経済的使用可能予測期間を考慮する等、企業会計の考え方と異なることがないようにするべき。 (日本公認会計士協会)</p>	<p>電気通信事業会計規則及び第一種指定電気通信設備接続会計規則では、一般に公正妥当と認められる会計の原則に従って会計を整理することと規定されており、加入光ファイバの接続料原価の算定に用いる光ファイバの耐用年数についてもこの原則に従って算定されることから、企業会計の考え方と異なるものではないものと考える。</p>

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方

(1) 「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方

主な意見	考え方(案)
<p>接続約款に「8収容」の原則を規定し、引き続き適切な運用を図っていく考え。 (東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>「8収容」の原則及び「8収容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処を接続約款に明文化すること等に賛同。また、「8収容」の原則を適用することができない例外的な扱いについても配慮すべき。 (KDDI、ソネット)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。 NTT東西においては、事前に接続事業者と協議を行った上で、やむを得ず「8収容」の原則を適用することができない場合を接続約款に明示するほか、「8収容」の原則を適用することができない場合であっても、開通作業が円滑に進むよう配慮することが適当と考える。</p>
<p>「8収容」の原則を順守しても、現場実態等により収容先が変更となることは、全ての「自己設置」型事業者で発生するため、接続事業者のみが不当に不利なものではなく、全ての事業者の競争条件は同一であり、本措置により、事業者間の公平性が損なわれることのないよう検討すべき。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>「8収容」の原則が遵守されることにより、円滑な接続の実現を図ることが可能となるが、これは、NTT東西の利用部門と接続事業者を公平に扱うものであり、接続事業者のみを不当に優遇するものではないと考える。</p>

(2) 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方

主な意見	考え方(案)
<p>全てのエリアで光配線区画の誤情報の有無の確認、修正、登録時の内容確認を実施するよう、運用を徹底。さらに、光配線区画情報の精度向上のための措置を検討する考え。 (東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>全ての電柱等設備がどの光配線区画に属するかを示す情報を新たに提供していく考え。 (東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方(続き)

(2) 光配線区画の範囲の特定に係る課題への対処の在り方(続き)

主な意見	考え方(案)
<p>NTT東西において、光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置を検討すること等に賛同。また、光配線区画内の全ての電柱の位置情報等も併せて開示されるよう、総務省において、情報開示告示を見直すことに賛同。 (KDDI、ソネット)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>

(3) 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

主な意見	考え方(案)
<p>光配線区画が事後的に分割・縮小される事例を整理・類型化し、公表していく考え。 (東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	<p>答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>回線原簿上の光配線区画名を毎月更新する対応を、6月下旬より実施。今後、分岐端末回線の開通時に、設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ない場合に工事实施前に接続事業者へ確認を行う等、光配線区画変更に係る予見性向上や影響緩和のための措置について、接続事業者の要望を踏まえ検討していく考え。 (東日本電信電話、西日本電信電話)</p>	
<p>NTT東西において光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で公表すること、光配線区画の構成に変更があった場合に、接続事業者に当該区画名を通知すること等に賛同。 (KDDI、ソネット)</p>	